

## 【生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ】

### に関する掲示

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労相は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患療養管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。本改定に伴い、令和6年6月1日から厚労相の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さままで、『特定疾患療養管理料』を算定していた方は『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者さまには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回のみ署名（サイン）を頂く必要があります。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。  
患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上の長期の投薬を行っていま  
す。